

新年度

『扶養家族』や『住所』に変更があった場合は届出をお願いします

平素はユアサ健康保険組合の事業運営にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。さて、新年度を迎えご家族の扶養状況や住所(単身赴任含)に変更はございませんか？

被扶養者が認定基準を満たしていない場合は、資格喪失の手続き(原則事実発生日から5日以内)が必要です。下記ご確認いただき、必ず届出をお願いいたします。

1. 資格喪失の手続きが必要な場合

例 1. お子様	① 子供が就職した ② 子供のアルバイトの収入が増えた(年収130万以上) ③ 子供が結婚し相手の扶養に入った ④ 配偶者の収入が被保険者の収入を上回った(夫婦共同扶養の場合)
例 2. 配偶者	① 配偶者が就職した ② 配偶者のアルバイト・パートの収入が増えた(年収130万以上) ③ 離婚した
例 3. 親または配偶者 (60歳以上)	① 就職した、年金を貰うようになった、不動産収入があった(年収180万以上) ② 親と同居しなくなった(仕送り等条件を満たせば扶養可能)

被扶養者認定基準

主として被保険者により生計をたてている人で、認定対象者の年間収入が130万円(対象者が60歳以上または、厚生年金保険法による障害給付に該当する場合は180万円)未満

- ① 被保険者と別居していてもよい人
配偶者(内縁関係も可)、子・孫、兄・姉、弟・妹、父母・祖父母など
- ② 被保険者と同居していることが条件になる人
①以外の3親等内の親族、被保険者の配偶者(内縁関係も可)の父母・連れ子、配偶者(内縁関係も可)死亡後の父母・連れ子など

2. 資格喪失の手続き(必要書類)

- ① 健康保険被扶養者(異動)届 ユアサ健保のホームページからダウンロードできます
- ② ユアサ健康保険組合の保険証(返却)
- ③ 新しく加入した健康保険組合の保険証のコピー

3. 資格喪失の手続きしなかった場合の影響

- ① 年金の手続きが漏れてしまい年金が支給されなくなる可能性があります。
- ② 当健保の保険証を使用した場合、資格喪失日にさかのぼってかかった医療費を返還していただきます。

4. 住所変更の手続き(必要書類)

健康保険住所変更(訂正)届 ユアサ健保のホームページからダウンロードできます

注) 手続きに漏れがあると医療費通知・家族健診・常備薬斡旋等のお知らせをお届け出来なくなります。保険証裏面の住所記入欄は各自で訂正可能です。記入欄がいっぱいになった場合は、訂正用シールをお渡ししますので、『6. 問合せ・提出先』までお申し出ください。

5. その他のお願い

厚生労働省の通達等により、毎年、被扶養者の資格確認調査(検認)を実施しております。調査票がお手元に届きましたらご協力をお願い致します。

6. 問合せ・提出先

各事業所(会社)の人事または管理部の健保担当者

